

## 志賀原子力発電所1号機における 平成15年度第3回保安検査結果について

平成16年1月29日  
北陸電力株式会社

本日、原子力安全・保安院より、平成15年度第3回保安検査の結果が公表されました。

この中で当社の以下の事象について、原子力安全・保安院より直ちに安全上問題となるものではないが原子炉施設保安規定に抵触するものとして、原因の究明及び再発防止対策を報告するよう指導がありました。

第8回定期検査中の平成15年11月26日午前7時頃、原子炉冷却材再循環ポンプ(A)を起動したところ、起動の条件である「停止中の原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の温度差が27以内」を2.5を超えていました(温度差29.5)。これは、ポンプ起動前に運転員がポンプ起動条件を十分に確認しなかったことによるものです。(12月10日公表済み)

当社といたしましては、事象発生後直ちに社内規則の遵守再徹底を周知するとともに、温度差についてチェックシートを用いて確認することとしましたが、原子力安全・保安院の指導を真摯に受け止め、更なる再発防止の徹底に努めます。

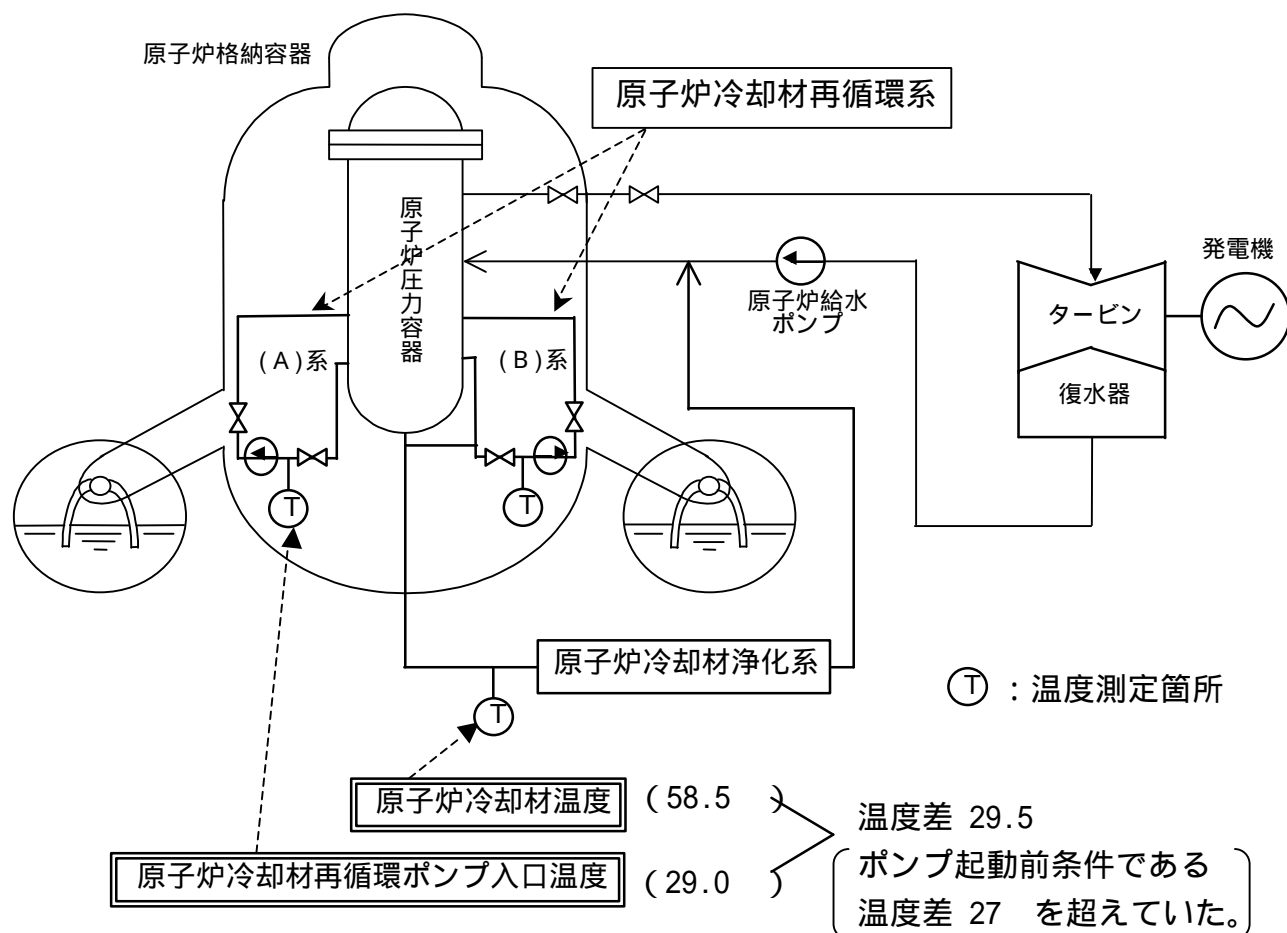
以上

### 事象概要

当日の原子炉冷却材再循環ポンプ起動は、当直長、原子炉班長、原子炉副班長及び操作員により実施されていましたが、ポンプ起動操作に際して、当直長は、原子炉班長以下の操作関係者に対するポンプ起動前の温度差を確認する者などの役割分担の徹底が不十分であり、また、操作関係者は、事象発生3日前に手順書を用いてポンプ起動操作を実施しており、十分操作内容を把握していると考え、当日は手順書の使用を省略し、操作を開始しました。

操作員はポンプ起動前に確認が必要なデータは採取していたものの、ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の温度差確認を失念し、ポンプの起動準備が完了していると判断して原子炉副班長へ具体的な数値等は告げず準備が完了したことを報告しました。原子炉副班長は原子炉班長へ、原子炉班長は当直長へと総括的な報告がなされ、これを受けた当直長はポンプ起動を許可し、起動が実施されました。

その後当直長は、引継日誌に原子炉冷却材再循環ポンプ起動に関する記録をするため温度差等を確認したところ本件が判明しました。このため当社は、発生日その旨を原子力安全・保安院に連絡しました。



温度測定箇所概要図

## 原子炉施設保安規定

原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づき原子力発電所の保安に関する基本的な事項を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図る目的として、事業者が作成・申請し、国の認可を受けたもの。

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（抜粋）

（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）

### 第 37 条

原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表 37 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

- 2 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が 27 以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度<sup>1</sup>と原子炉圧力容器ボトムヘッドとの差が 80 以内でなければ原子炉冷却材再循環ポンプを起動してはならない。

（以下、略）

1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。

表 37 - 1

項 目	運転上の制限
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること。
原子炉冷却材温度変化率	5.5 / h 以下